

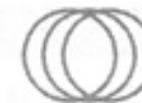
2012年(平成24年)6月1日号

税界タイムス 第28号

| 3 |



「丸の内相続大学校」ついに開講!! “相続マイスター”トップクラスの講師陣と講座



昨今の社会保障と税の一括改革の議論の中で、50年振りの相続税増税論議が気になるところ。税理士業界においても、拡大する相続税マーケットにビジネスチャンスを求める動きが活発化するなか、ワンランク上の相続実務講座を目指した「丸の内相続大学校」(校長=太田壽郎弁護士・税理士、元関東管区警察局長)がこのほど開講し、実務家の間で話題になっている。

超高齢社会の到来で、相続税の実務の現場では、高度な専門知識を持つて、顧客により高い満足を与える“スペシャリスト”的な必要性が年々高まっている。こうした本格派志向の顧客ニーズに応える目的で開講されたのが、この実務家向けの講座だ。

相続大学校を主宰するのは、都市農家や地主の経営支援・相続に特化した業務を展開する「(株)ランドマーク

エデュケーション」(代表=清田幸弘、ランドマーク税理士法人代表社員、本店=神奈川・横浜市)。資産家や地主から頼りにされるプロフェッショナルな存在になるためには、税以外の幅広い知識が必要で、「納税者、相続人のためにいい仕事ができる専門家を一人でも多く増やしていきたい。そのためには、専門職として高い誇りを持ち、見識を高める場が必要だ。そういう想いが相続大学開講のきっかけとなった」(清田氏)という。

「相続マイスター」とネーミングされた講座内容は、相続実務の各方面において、第一線で活躍中の専門家らが講師となり、豊富な知識と実務経験を伝授しながら、相続に関わる一連の手続き、法務、税務を習得した一流の実務家を養成していく。税理士・公認会計士はもちろん、弁護士、司法書士、

行政書士、不動産鑑定士、ファイナンシャル・プランナー(FP)ほか、金融、保険、不動産関連など、相続および資産運用に携わる各分野のエキスパートにも受講してもらうための講座内容に特徴がある。

5月からスタートした講座は、定員80名。7月までの3ヵ月間にわたり、計12講座(1講座2時間)開講される。第1講座は、「相続法と相続税法の実務」をテーマに、税理士法人安心資産税会計の高橋安志代表が講演。今後、土地評価を巡る諸問題や実務、広大地評価、相続税対策、固定資産税への節税手法、遺産分割など、幅広いテーマで、トップクラスの講義が予定されている。なお、開催途中でも、希望する講座への単独受講も可能だ。

「マイスター」とは、ドイツ語でマイスター(Meister)のこと。転じてドイ



ツにおける資格制度を指す。最近では、日本でも職人、または何らかの達人に「マイスター」という称号を与えるケースが増えてきている。相続分野における「マイスター」という称号を付けてスタートした「丸の内相続大学校」。全12講座受講者には、「修了証」が発行される。今後、「相続マイスター」という、新たな称号の付与で、将来的には資格創設に結びつけられるような活動を展開していきたい」(同氏)としており、税理士をはじめ、相続ビジネスを展開する専門家らから注目を集めそうだ(写真=第2講座の講師を務めた清田税理士の講演)。